

みず・まち・自然 エンジョイ! 米子

広
報

よなご

10

2020 October
No.187

◎ 特集

コロナ差別をなくそう

～正しい理解と思いやりの心を～



コロナ差別をなくそう

正しい理解と思いやりの心を

新型コロナウイルスと闘う感染者や医療従事者などへの差別や偏見が大きな問題になっています。感染症は誰もが感染しうるものであり、差別や偏見は決してあってはならないものです。正しい理解と思いやりの心をもって、支え合いながらこの難局を乗り越えましょう。



正しい理解と 思いやりは 感染拡大を防ぐ



新型コロナウイルスに感染すると、本人は体のつらい症状だけでなく、精神的にも大きなショックを受けます。加えて、本人だけでなくその家族や関係者までもが誹謗中傷や差別にさらされるということは、想像を絶するつらさです。さらに、偏見や差別を恐れて病状を隠したり、感染者が濃厚接触者の追跡調査に協力しなければ、感染を広げてしまったり、感染拡大を防ぐ活動の障害になり、感染症の封じ込めを困難にしています。

また、非難を恐れることが過度な自粛へとつながり、社会・経済活動との両立の妨げにもなります。感染症の正しい理解と相手を思いやる心が感染拡大を防ぎ、よりよい社会へとつながります。

鳥取・島根で 実際にあった 誤解に基づく 心無い言動



「就職面談の際、前の職場が感染者が出ている地域にあることを伝えたら、PCR検査の陰性証明書を提出しないと採用しないとされた。」

「感染者の多い地域に用事があって出かけ、帰ってきたら職場で邪険にされたり、避けられたりした。」

「感染者が勤務している事業所として名前があがり、事実ではないにも関わらず誹謗中傷された。」

「『感染者は出ていけ』とSNS上に書き込まれた。」

※両県内で実際にあった報告の内容です。

新型コロナウイルスに関する人権侵害を防ぐ、 3つの宣言

米子市では新型コロナウイルス感染症に関する人権侵害を防止するための決意を宣言しました。私たちが克服すべき相手はウイルスです。一日も早く安定した日常生活を取り戻すためにも、正しい理解を深め差別のない社会をめざしましょう。

☎ 人権政策課 (☎ 23-5415、✉ jinkenseisaku@city.yonago.lg.jp)

感染者を非難しない

感染は誰にでも起こる可能性があります。感染者は非難される対象ではなく、守られるべき存在です。「自分が感染したら…」と考えた時に、他の人からされたら嫌だと思ふことは、他人にもしないという気持ちを持ちましょう。

感染者の出た職場や家族を非難しない

感染者だけでなく、その職場、家族などへの誹謗中傷や差別的な言動は、感染の表面化を遅らせ、感染拡大防止の妨げになることを認識しましょう。

風評被害を防ごう

感染していないにもかかわらず感染者だという噂を流され、本人のみならず、家族や勤務先が差別被害にあふ事例が見受けられます。新たな風評被害を生まないために、誤った情報や不確かな情報をむやみに拡散しないようにしましょう。

鳥取県民の優しい心と堅い絆でくらしを守る

鳥取県でも「新型コロナからみんなを守る鳥取県民宣言」を8月8日に決議。この他、新型コロナウイルス感染症の患者やその家族、そしてその治療や対応に携わる人たちを応援し、誹謗中傷、不当な差別的言動等を禁止するための対策や条例制定の取り組みを行っています。

悪質な書き込みを裁判の証拠に

鳥取県では、新型コロナウイルスに感染した人やその家族に対するインターネット上の悪質な書き込みやデマ情報の画像などを保存する対策を行っています。被害者の方が名誉棄損などで訴訟を起こす際、証拠品として保存したデータを提供します。

クラスター対策条例が成立

クラスター(※)が発生した施設名を公表することなどを定めたクラスター対策条例が鳥取県で成立しました。条例には県民一丸となって患者、医療従事者を応援し、誹謗中傷などが行われない社会づくりを進めていくための条項も盛り込まれています。

※条例では5人以上の感染者の集団が発生した場合と定義されています。

コロナウイルスを

正しく恐れて



目に見えないウイルスに対する不安や恐怖は、誰もが同じように感じています。

新型コロナウイルス感染症については、正確な情報を共有し、「正しく恐れる」ことが大切です。鳥取県の新型コロナウイルス感染症対策本部のアドバイザーを務める鳥取大学医学部教授の景山さんにお話を伺いました。

新型コロナウイルスの性質

コロナウイルスというウイルスは昔から存在していました。ウイルスの形が太陽のコロナに似ているから、そう名付けられたそうです。コロナウイルスにはさまざまな種類があります。よくある咳風邪の原因となるものや、「重症急性呼吸器症候群(SARS)」、2012年以降発生している「中東呼吸器症候群(MERS)」も、すべてコロナウイルスの一種です。このたびは、感染が拡大しているウイルスは、

新型コロナウイルスの新型ということ、「新型コロナウイルス」と名づけられました。

ウイルスは単体では増えることはできませんが、人間の体の中で増えることができます。また、ウイルスは粘膜に入り込むことはできませんが、健康な皮膚からは入り込むことはできず、表面に付着するだけと言われています。

潜伏期間は感染したウイルス量によって異なりますが、1〜14日ほどです。感染してから病状を発病するまで一番多いのは5日前後



Profile

景山 誠二 教授／医学博士

国立大学法人鳥取大学 医学部副学部長

医学部 感染制御学講座 ウイルス学分野

鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部アドバイザー

でしょう。発病すると主に発熱、空咳、倦怠感などの症状が出ます。人によっては、味覚、臭覚異常の症状が出る場合もあります。

中には重症化する人も

新型コロナウイルスに感染すると、風邪に似た症状が出たあと、回復する人が多いですが、中には重い肺炎の症状が出る人もいます。高齢者や持病のある人など免疫力が低下している場合、通常は喉の周辺で止まるウイルスが肺まで侵

入します。肺の中の肺胞という器官でウイルスが増殖した結果、肺炎症状を引き起こすことがあるため注意しなければなりません。

石けんの手洗いでOK

他の感染症と同様に、飛沫感染の予防と手洗いが大切です。これからの季節寒くなると窓を閉じ、換気がされなくなるので注意が必要です。また、人の密集する場所ではウイルス量も濃縮されるため、感染のリスクが高まるので、こま

新型コロナウイルス 接触確認アプリ 「COCOA (ココア)」

厚生労働省が開発した感染拡大防止のためのアプリ「COCOA」。利用者本人の同意を前提に、スマートフォンの近接通信機能（Bluetooth）を利用して、お互いに分からないようプライバシーを確保しながら、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について通知を受けることができます。利用者は、陽性者と接触した可能性が分かることで、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。利用者が増えることで、感染拡大の防止につながることを期待されます。

LINE アカウント 鳥取県新型コロナ対策 パーソナルサポート

県内の施設・店舗の利用者やイベント等の参加者に新型コロナウイルスの感染が確認され、不特定の方への感染の可能性がある場合、その場所でQRコードを利用・参加を登録した方に、LINEで、感染拡大防止に向けたお願いなどをご案内します。

感染拡大防止に必要な 情報のみ県が公表

感染者の行動履歴等、感染拡大を防止するために必要な情報は公表されます。一方で感染拡大防止につながらない個人情報などは公表されません。また、市内で感染者が確認された場合、米子市は保健所を所管していないため、鳥取県が感染者の情報を公表します。感染者の情報は、「鳥取県新型コロナウイルス感染症特設サイト」をご確認ください。(https://www.pref.tottori.lg.jp/corona-virus/)

物に付着したウイルス

感染者が立ち寄った場所や店などは消毒されるうえ、ウイルスは2〜3日経てば死滅するので、過剰に反応する必要はありません。物の表面についての新型コロナウイルス

めな換気を心がけましょう。手洗いは、たとえ流水だけであったとしても、ウイルスを流すことができるため有効です。石けんを使った手洗いはコロナウイルスの膜を壊すことができるので、さらに効果的です。また、日常生活では手洗いをついつい忘れがちになってしまうので、洗うタイミングをあらかじめ決めておき、習慣化することをおすすめします。

就職に陰性証明書は必要か

企業が職員採用の際に陰性証明書を求めることについては、意味がある行為だと思いません。採用時に陰性だった人が採用後に発症することもあれば、他の職員が発症することもあります。誰しもが感染する可能性があるのです。また、検体を採取する時期により、最初の検査で陰性だった人が、その後の検査で陽性になる可能性も

あります。相手は人でなくウイルス

新型コロナウイルスは誰もが感染する可能性がありますし、感染リスクをゼロにすることは困難です。目に見えないウイルスに対する恐怖や不安、日々の生活で感じる緊張感や閉塞感から非難や中傷につながっています。ただ、我々が相手にするのは人間ではなくウイルスです。「感染者が誰か」であるより、「ウイルスがどこにあるか」が感染防止にはとても重要。自分の気持ちにブレーキをかけられるのも人間の特性です。意識的に感染した人の気持ちになって考えましょう。

心無い言動や差別の被害にあったら… 一人で悩まず相談してください

法務省人権相談窓口

- ▶みんなの人権 110番 (☎0570-003-110)
- ▶子どもの人権 110番 (☎0120-007-110)
- ▶女性の人権ホットライン (☎0570-070-810)
- ▶外国語人権相談ダイヤル (☎0570-090-911)
(Foreign-language Human Rights Hotline)